

訪問介護事業所支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	現行（旧）
<p>第1条 （略）</p> <p>（補助対象経費、補助率及び上限）</p> <p>第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費、補助率及び上限は次のとおりとする。</p> <p>（1）補助対象経費</p> <p>ア 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援</p> <p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のないホームヘルパーに同行し、訪問介護サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。</p> <p>イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援</p> <p>事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を対象とする。</p> <p>（2）補助率及び上限</p> <p>ア 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>（補助対象経費、補助率及び上限）</p> <p>第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費、補助率及び上限は次のとおりとする。</p> <p>一 補助対象経費</p> <p>（新設）</p> <p>事業所における経験年数の長いホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のないホームヘルパーに同行し、訪問介護サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費を対象とする。</p> <p>（新設）</p> <p>二 補助率及び上限</p> <p>（新設）</p>

改正後（新）

事業所所在地	補助基準額（1回単価）	補助上限	補助率
中山間・離島等地域※	30分未満の同行支援 3,500円	30回	10/10
	30分以上の同行支援 5,000円		
上記以外地域	30分未満の同行支援 2,500円	30回	
	30分以上の同行支援 4,000円		

※中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）」）に掲げる地域をいう。）

イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
実支出額と次に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額とする。

補助基準額（1事業所当たり）	補助上限	補助率
30万円	30万円	10/10

2 前項の規定に関わらず、次の場合については、交付対象外とする。

(1) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

ア 訪問介護サービスの提供時間が20分未満の場合

イ 訪問介護サービスの提供場所が老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の場合

(2) 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

訪問介護事業所以外の広報に要する経費

現行（旧）

事業所所在地	補助基準額（1回単価）	補助上限	補助率
中山間・離島等地域※	30分未満の同行支援 3,500円	30回	10/10
	30分以上の同行支援 5,000円		
上記以外地域	30分未満の同行支援 2,500円	30回	
	30分以上の同行支援 4,000円		

※中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）」の第一号に定める地域をいう。）及び離島等地域（「厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）」）に掲げる地域をいう。）

(新設)

2 前項の規定に関わらず、次の場合については、交付対象外とする。

(新設)

一 訪問介護サービスの提供時間が20分未満の場合

二 訪問介護サービスの提供場所が老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の場合

(新設)

改正後（新）	現行（旧）
<p data-bbox="152 300 215 331">附則</p> <p data-bbox="183 347 1079 427">この要綱は、令和6年度の予算に係る訪問介護事業所支援事業費補助金から適用する。</p> <p data-bbox="183 443 1079 523">この要綱は、令和7年度の予算に係る訪問介護事業所支援事業費補助金から適用する。</p>	<p data-bbox="1120 300 1182 331">附則</p> <p data-bbox="1151 347 2047 427">この要綱は、令和6年度の予算に係る訪問介護事業所支援事業費補助金から適用する。</p> <p data-bbox="1164 443 1249 475">（新設）</p>

改正後（新）

第2号様式（第3条関係）**経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援**
訪問介護事業所支援事業費補助金事業計画書

作成担当者（職・氏名）

作成担当者連絡先

（電話）

（メール）

1 基本情報

介護事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	

2 補助対象経費

(1) 中山間・離島等地域

補助対象経費	補助基準単価(A)	回数(B)	金額(A×B)
30分未満の同行支援	3,500		0
30分以上の同行支援	5,000		0
合計		0	0

(2) (1)以外の地域

補助対象経費	補助基準単価(A)	回数(B)	金額(A×B)
30分未満の同行支援	2,500		0
30分以上の同行支援	4,000		0
合計		0	0

3 事業内容

同行支援時期 (例：〇月上旬頃)	ホームヘルパー 氏名	同行支援者 氏名	同行理由 (ブルダウンから選択)

現行（旧）

第2号様式（第3条関係）

訪問介護事業所支援事業費補助金事業計画書

作成担当者（職・氏名）

作成担当者連絡先

（電話）

（メール）

1 基本情報

介護事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	

2 補助対象経費

(1) 中山間・離島等地域

補助対象経費	補助基準単価(A)	回数(B)	金額(A×B)
30分未満の同行支援	3,500		0
30分以上の同行支援	5,000		0
合計		0	0

(2) (1)以外の地域

補助対象経費	補助基準単価(A)	回数(B)	金額(A×B)
30分未満の同行支援	2,500		0
30分以上の同行支援	4,000		0
合計		0	0

3 事業内容

同行支援時期 (例：〇月上旬頃)	ホームヘルパー 氏名	同行支援者 氏名	同行理由 (ブルダウンから選択)

改正後（新）

現行（旧）

第2号様式（第3号関係）介護人材・利用者確保のための広域活動に関する支援

訪問介護事業所支援事業費補助金事業計画書

（印成担当者（職・氏名）

（印成担当者連絡先

（電話）

（メール）

1 事業実施予定期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 対象事業所

介護事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	

3 実施予定事業

実施予定事業 (該当するものに○) ※複数選択可能	実施予定内容
ホームページの開設又は改修 ※1	どちらか一方に○をしてください。
	<input type="checkbox"/> ホームページの新規開設
	<input type="checkbox"/> ホームページの改修
SNSアカウントの新規開設及び運用方法の指導 ※2	どちらか一方に○をしてください。
	<input type="checkbox"/> SNSアカウントの新規開設及び運用方法の指導
チラシやリーフレット等広報資料の作成・印刷・配布及び新聞等の折込広告に係る経費 ※2	印成・配布予定のものに○をしてください。(複数選択可能)
	<input type="checkbox"/> チラシ
	<input type="checkbox"/> リーフレット
	<input type="checkbox"/> パンフレット
	<input type="checkbox"/> その他広報資料(下記に種類を記載)
地元広報誌等への広告掲載 ※2 ※3	掲載予定の宣伝媒体に○をしてください。(複数選択可能)
	<input type="checkbox"/> 新聞(下記に新聞名を記載)
	<input type="checkbox"/> 新聞名
	<input type="checkbox"/> 雑誌・地元広報誌等(下記に掲載誌名を記載)
<input type="checkbox"/> 掲載誌名	

4 対象経費支出予定額内訳

経費区分	対象経費 支出予定額	総事業費	積戻内訳

補助金申請

補助(申請)額

(新設)

改正後（新）

現行（旧）

※1 ホームページの開設・改修事業の補助対象・対象外経費

補助対象経費 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所のホームページを新規に開設する。 ※法人のホームページを新規に開設する場合は、訪問介護事業所のページを作成すること。 ※訪問介護事業所の情報や事業所の写真、サービス内容、活動内容等を記載し、事業内容や職員専業内容がわかるようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の既存のホームページを改修し、起業希望者のエントリーを直接受けられるように改修する。 ※必ず訪問介護事業所の職員専業が行えるようにすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の既存のホームページを改修し、未掲載だった訪問介護事業所情報やサービス情報を掲載する。
	<ul style="list-style-type: none"> その他、訪問介護の介護人材及び利用者確保に係るホームページの改修
補助対象外 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護サービスの情報を含まないホームページの開設・改修
	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の既存のホームページに係る改修・メンテナンス・更新費用等
	<ul style="list-style-type: none"> その他、訪問介護の介護人材及び利用者確保と関係の無いホームページの開設・改修

※2 開設するSNSアカウント、作成する広報資料及び広告は、訪問介護事業所に関するものに限る。

※3 地元広域圏等への広告掲載の補助対象外経費

補助対象外 (例)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥・採用サイトへの情報掲載費
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者確保や介護人材採用に置いた際に関連する広告掲載先へ支払う成金報酬
	<ul style="list-style-type: none"> その他、訪問介護の介護人材及び利用者確保と関係の無い広告の掲載及び広告掲載以外の費用